

岐阜県公報

第二千六百五十一号
平成二十七年五月二十九日

(金曜日)

目次

人事委員会規則

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会) 三七八

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 三七八

告示

有害興行の指定 (私学振興・青少年課) 三七八

知事指定薬物の指定の失効 (業務水道課) 三七九

保安林に指定する予定である旨の通知 (治山課) 三七九

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会) 三八〇

政治団体の異動事項の公表 (同) 三八二

訂正届が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表 (同) 三八三

解散届が提出された政治団体の名称等の公表 (同) 三八四

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表 (同) 三八五

資金管理団体の異動事項の公表 (同) 三八五

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表 (同) 三八六

訂正届が提出された衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表 (同) 三八六

公安委員会告示

地域交通安全活動推進委員の委嘱 (交通企画課) 三八六

公示

平成二十七年家畜人工授精師養成講習会の開催

土地改良区の解散

公共測量の終了

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区役員の定款の変更認可

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区役員の退任及び就任

落札者等に関する公示

正誤

道路の区域変更中訂正

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則中訂正

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則中訂正

岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則中訂正

岐阜県白山スーパー林道整備事業資金貸付規則の一部を改正する規則中訂正

(畜産課) 三八七

(農地整備課) 三八八

(用地課) 三八八

(岐阜農林事務所) 三八八

(同) 三八九

(西濃農林事務所) 三八九

(揖斐農林事務所) 三九〇

(会計課) 三九一

(法務・情報公開課) 三九一

(防災課) 三九二

(廃棄物対策課) 三九二

(生活衛生課) 三九二

(治山課) 三九二

人事委員会規則

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十五号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の五第一号中「第六条の二第四項」を「第六条の二の二第四項」に改め、同条第二号中「児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十九条第三号に規定する事業における相互援助活動」を「児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助」に、「当該相互援助活動を行う事業」を「当該援助」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十六号

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第三百五十二号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有書興行として指定した。

平成二十七年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	等 級	配給会社名等
映 画	昔々、ある所に、スケベな女達が住んでおりましたぞ。		新 日 本 映 像
	破廉恥熟女 ピンクな乳首を吸って！		新 日 本 映 像
	巨乳狩人 幻妖の微笑		オ ー ビ ー 映 画
	欲情処理課の女2 ノーパン大開脚		新 東 宝 映 画

2 指定年月日

平成27年5月29日

3 遊河幅田
 著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第三百五十三号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年五月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 二（四）クロロ 一・五 ジメトキシフェニル（N（三・四・五）トリメトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類（通称名三〇C NBOMe）
- 2 二（四）エチル 一・五 ジメトキシフェニル（N（二）メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類（通称名三F・NBOMe）
- 3 三（二）（二）メトキシベンジルアミノ）エチルキナゾリン 二・四（一）H・三（H）ジオン及びその塩類（通称名R・H・三）

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

三 指定の効力を失う日

平成二十七年六月一日

岐阜県告示第三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年五月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町小津字下瀬古六九二・六九四・六九七・七一八・七二三（以上五筆）について次の図に示す部分に限る。）、六九三、六九五、六九六

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年五月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

可児郡御嵩町大久後字立坂山七八二八、七八四三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に
備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第14号

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、政治
団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の
とおりとする。

平成二十七年五月二十九日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
粟原省二後援会	粟原尚志	粟原尚志	本巣郡北方町芝原中町 6 21 23
伊東ひさみち後援会	伊東寿充	伊東寿充	高山市下一之町 8
井戸亨後援会	井戸輝夫	井戸義行	加茂郡富加町羽生1900
牛丸ひろゆき事務所	牛丸粂幸	牛丸粂幸	高山市松之木町3163 5
太田けいすけ後援会	太田佳祐	太田尚美	不破郡垂井町地蔵 2 47
小川栄一後援会	小川富美子	飯沼信彦	安八郡神戸町西保153 1
可児市議会講演会	可児慶志	板津博之	可児市桜ヶ丘 5 57
岐阜県専修学校振興会	石井亮一	三枝博司	岐阜市五坪 1 8 20
黒田ところを育てる市民の会	松原楓子	筒井友之	中津川市茄子川1599 53
広大の青い風なっとわーく	久富広大	坂直樹	本巣郡北方町北方1857

後藤省治後援会	後藤省治	小林輝夫	不破郡垂井町2100 176
近藤しんじ後援会	近藤峰子	毛利廣次	羽島市桑原町八神3162
島崎やすと後援会	大嶋英雄	島崎保則	中津川市神坂738
上島きよ子日本共産党高山市後援会	伊藤明博	伊藤明博	高山市西之一色町1 82 8
高原邦子後援会	高原邦子	高原玄吉	飛騨市神岡町釜崎376 2
谷口てるおを育てる会	三和明男	谷口功子	不破郡関ヶ原町大字今須4061 1
つげきとし後援会	永治治	田口文平	中津川市蛭川4280 1 2
寺町さちえと虹いろネット	寺町祥江	寺町北斗	山県市高富1272 3
中川タケコを育てる会	中川保彦	三宅正昭	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原3381 1
中田一広後援会	飯田洋	中田一広	高山市上岡本町4 218 3
布保正也後援会	森下真次	岩村正治	飛騨市古川町上野624 3
沼津光夫を育てる会	堺俊行	森本幸夫	高山市丹生川町方40 16
「橋本へんをビッグにする会」	橋本勉	橋本勉	大垣市林町2 49 703
広瀬たかひろを育てる会	廣瀬憲良	廣瀬秀一	不破郡垂井町綾戸191
前山けんいち後援会	前山かをる	前山謙一	岐阜市加納西広江町1 10
水野てつお後援会	水野健一	梅村春生	土岐市曾木町2015
宮嶋健太郎後援会	宮嶋健太郎	佐久間健	安八郡神戸町柳瀬500
村瀬誠三後援会	村瀬誠三	村瀬誠三	山県市東深瀬655
森川しろうじを育てる会	森川祥史	青木繁	不破郡垂井町平尾252 1
矢田宗雄事務所	矢田宗雄	横田裕年	加茂郡川辺町鹿塩471

岐阜県選挙管理委員会公告第四十五号

岐阜県選挙区正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七條第一項の規定により、岐阜県の国田事務所の職権が野田さやちの、同法第七條の二條一項の規定により、その職権野田さやちのに移り置かれる。

平成二十七年五月二十九日

選挙管理委員会
秘書長 大 塚 崇 博

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
自由民主党大野町支部	会 計 責 任 者	田 代 義 明	井 上 保 子
自由民主党小坂町支部	会 計 責 任 者	坂 本 純 代	桃 原 誠 招
自由民主党神岡町支部	会 計 責 任 者	前 川 文 博	古 田 隆 昭
自由民主党岐南町支部	会 計 責 任 者	松 原 浩 二	伊 藤 勝 利
自由民主党岐阜県岐阜市第一支部	会 計 責 任 者	平 野 喜 美 子	杉 本 一 平
自由民主党不破郡支部	主たる事務所の所在地	不破郡垂井町宮代堤3041 1	不破郡垂井町1820
自由民主党馬瀬地域支部	主たる事務所の所在地	下呂市馬瀬名丸28 3	下呂市馬瀬名丸1077
自由民主党柳津町支部	代 表 者	竹 市 勲	広 瀬 修
日本共産党中瀬地区委員会	会 計 責 任 者	清 水 英 樹	小 栗 恒 明
日本共産党飛騨地区委員会	代 表 者	伊 藤 明 博	牛 丸 尊 幸
浅井武彦後援会・豊かな岐阜を育てる会	会 計 責 任 者	浅 井 紀 恵	浅 井 紀 子
いとう駿介を育てる会	代 表 者	西 尾 順 子	山 下 八 洲 夫
伊藤まさひろ後援会	代 表 者	平 光 達 雄	伊 藤 實

江崎達己後援会	会 計 責 任 者	加 藤 一 彦	岡 田 兵 市
大野町榊橋泰文後援会	代 表 者	馬 淵 和 三	林 隆 一
大野町榊橋泰文後援会	主たる事務所の所在地	揖斐郡大野町榊畑20 3 1	揖斐郡大野町榊畑23 3 2
大野町榊橋泰文後援会	会 計 責 任 者	目 加 田 菊 次	馬 淵 和 三
笠原多見子を育てる会	代 表 者	大 島 健 次 郎	下 野 利 昭
笠原多見子を育てる会	主たる事務所の所在地	岐阜市神田町7 16	岐阜市長良校文町17
笠原多見子を育てる会	主たる事務所の所在地	岐阜市長良3 2	岐阜市神田町7 16
加藤たつひ後援会	主たる事務所の所在地	土岐市泉梅ノ木町1 1	土岐市泉町久尻:954 3
加藤たつひ後援会	主たる事務所の所在地	土岐市泉町久尻:954 3	土岐市泉梅ノ木町1 1
加藤ともひろを育てる会	代 表 者	横 家 敏 昭	今 井 良 博
可見地域の経済と文化を語る会商（略称：可児商工連盟）	代 表 者	渡 辺 敏 夫	日 比 野 良 彦
川上哲也後援会	代 表 者	面 手 一 史	上 西 哲 文
川柳まさひろ後援会	名 称	川 柳 ま さ ひ ろ 後 援 会	減税羽島日本川柳まさひろ後援会
岐阜県ビルメン子盟	会 計 責 任 者	鹿 野 晃 弘	岩 井 浩 浩
岐阜県防衛後援会	主たる事務所の所在地	岐阜市美鶴町4 9 3	岐阜市宇佐南3 20 6
岐阜県防衛後援会	代 表 者	赤 谷 信 之	五 島 隆 司
幸福実現党岐阜県本部	会 計 責 任 者	鳥 居 行 彦	河 田 成 治
幸福実現党岐阜小森さゆり後援会	会 計 責 任 者	鳥 居 行 彦	河 田 成 治
小森さゆり後援会	代 表 者	岩 崎 和 広	青 木 定 一
鷺見守昭後援会	代 表 者	山 田 敏 男	大 野 弘 一

驚見守昭を育てる会	会計責任者	葛西康二	青井泰潔
鷹の会	代 表 者	田中武	檀坂弘平
といた翔太後援会	主たる事務所の所在地	瑞浪市寺河戸町1232 ³	瑞浪市寺河戸町1238 ²
藤友会	公 職 の 種 類	衆議院議員	参議院議員
高田せいじ後援会	代 表 者	浅野ひろ子	佐竹忠
21世紀に翔く会	主たる事務所の所在地	岐阜市神田町7	岐阜市長良校文町17
21世紀に翔く会	主たる事務所の所在地	岐阜市長良3	岐阜市神田町7
布俣正也後援会	主たる事務所の所在地	飛騨市古川町上野23 ³	飛騨市古川町上野62 ⁴
野田聖子後援会連合会方県支部	代 表 者	野々村康一	豊吉正明
野田聖子後援会連合会早田支部	主たる事務所の所在地	岐阜市村山1823	岐阜市岩利3
	代 表 者	長屋千歳	田中清文
	主たる事務所の所在地	岐阜市早田柴町5	岐阜市早田本町1
	代 表 者	中島利正	須田真
野田聖子後援会連合会長森北支部	代 表 者	榎橋康二	林浩己
	主たる事務所の所在地	岐阜市野一色4	岐阜市野一色6
	代 表 者	野村正美	伊藤光雄

林よしゆき後援会	代 表 者	校 條 明	松 永 哲 一
平野ともひさ管理団体	代 表 者	平 野 喜美子	杉 本 一 平
平野ともひさを育てる会	代 表 者	平 野 喜美子	大 野 義 雄
平野やすひろ政治資金管理団体	代 表 者	平 野 喜美子	杉 本 一 平
水野賢一後援会	主たる事務所の所在地	中津川市苗木5248	中津川市苗木66
水野賢一後援会	主たる事務所の所在地	中津川市苗木9166	中津川市苗木5248
水野光二後援会	代 表 者	伊 藤 雅 敏	田 中 滋 雄
水野正敏後援会	主たる事務所の所在地	恵那市長島町中野2	恵那市山岡町馬場山
水野正敏後援会	主たる事務所の所在地	恵那市山岡町馬場山	恵那市長島町中野2
躍進みずなみを考える会	代 表 者	伊 藤 雅 敏	田 中 滋 雄
わたなへ幸一友の会	代 表 者	西 川 菊 雄	松 原 昌 聡

岐阜県選挙区選出議員会報第百四十六号

岐阜県選挙区選出議員会報第百九十四号（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により提出された当選者の当選届書について、提出の提出があったこと、次のとおりその職名を公表する。

平成二十七年五月二十六日

岐阜県選挙区選出議員会報
委員長 大 松 和 幸

政治団体の収支報告書の要旨（平成二十五年分） 3—4 その他の政治団体（国会議員関係政治団体以外の団体）中

野田聖子後援会連合会加	H26. 3. 7	108,919	108,901	18	0	108,919	0	0	0	0	0	0	0	0	18
-------------	-----------	---------	---------	----	---	---------	---	---	---	---	---	---	---	---	----

野田聖子後援会連合会 加	H26. 3. 7	108,918	108,901	17	26,498	82,420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
野田聖子後援会連合会 加	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野田聖子後援会連合会 加	0	0	0	0	0	26,498	0	0	0	0	0	0	0	0	26,498	0	0

改める。

改正no.

平成二十七年五月二十九日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり改

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政 党 の 名 称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
次世代の党岐阜県支部連合会	藤井孝男	河合弘志	美濃加茂市西町2 24 1	平成27年3月31日	政党の支部	次世代の党	一以上市町村区域等
明日の岐阜を語る会	林政安	堀一宏	岐阜市則武中3 24	平成27年3月12日			
安藤たかひろ後援会	番幸一	安藤弘子	羽島市福寿町本郷578	平成27年3月22日			
牛丸ひろかず後援会	中村幸博	岩水益二	高山市国府町東門前63	平成27年3月15日			
臼井重喜後援会	臼井重喜	市川晃	瑞浪市陶町水上31	平成27年3月10日			
おおすがしずか後援会	金森真貴	杉山千里	岐阜市早田本町3 31	平成26年12月30日			
河田貞男後援会	稲見勝	河田剛	揖斐郡大野町瀬古320	平成27年4月10日			
健友会	浅井健太郎	浅井健太郎	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2393 6	平成27年4月20日			
鈴木正典後援会	想厨子久芳	想厨子久芳	岐阜市千石町1 12	平成27年3月20日			

柘植達樹後援会	可 知 昭 夫	渡 辺 裕	中津川市蛭川2894 1	平成27年 3月26日
つげ宏一会	柘 植 宏 一	柘 植 宏 一	美濃加茂市島町1 6 14	平成27年 3月31日
寺町みどりとし新しい山県をつくる会	寺 町 緑	長 屋 正 信	山県市高富1272 3	平成27年 2月28日
藤友会	松 岡 正 治	小 林 良 之	岐阜市東金宝町2 12 6	平成27年 3月16日
林まさやす後援会	中 山 士 郎	堀 一 宏	岐阜市則武中3 24	平成27年 3月12日
堀征二後援会	堀 征 二	堀 満 雄	岐阜市蔵前3 4 8	平成27年 3月25日
水谷守男後援会	水 谷 守 男	水 谷 艶 子	海津市平田町今尾3011	平成27年 3月30日
矢島成剛後援会	川 守 武 昌	矢 島 成 剛	土岐市泉町定林寺703 3	平成27年 3月31日
安井よしやす後援会	安 井 和 夫	安 井 英 子	羽島市正木町新井733	平成27年 3月31日
輪之内町古田はじめ後援会	加 藤 正 昭	森 島 光 明	安八郡輪之内町里620	平成26年 12月31日

岐阜県選挙権者登録委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その各候補者次のとおり公示する。

平成二十七年五月二十九日

岐阜県選挙権者登録委員会
委員長 大 松 裕 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
岩垣 和彦	高山市議会議員	岩垣かずひこ後援会	高山市昭和町1-258	岩垣 和彦
太田 佳祐	垂井町議会議員	太田けいすけ後援会	不破郡垂井町地蔵2-47	太田 佳祐

北野 育	大垣市議会議員	北野ひとし後援会	大垣市青柳町2-280	北野 育
後藤 省治	垂井町議会議員	後藤省治後援会	不破郡垂井町21-00 176	後藤 省治
西脇 博文	神戸町議会議員	西脇博文後援会	安八郡神戸町神戸2166	西脇 博文
橋本 勉	岐阜県議会議員	「橋本べんををピッ」 「クにする会」	大垣市林町2-49 703	橋本 勉
矢田 宗雄	岐阜県議会議員	矢田宗雄事務所	加茂郡川辺町鹿塚471	矢田 宗雄

岐阜県選挙権者登録委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体指定届の異議届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その各候補者次のとおり公示する。

公 示

委嘱した委員

活動区域	氏 名	住 所	委嘱の年月日
関警察署管轄区域	秋 山 重 寛	美濃市	平成二十七年五月二日

平成二十七年家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、平成二十七年家畜人工授精師養成講習会を開催するので、岐阜県家畜改良増殖法施行規則（昭和三十四年岐阜県規則第四百十五号）第四条の規定により公示する。

平成二十七年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 講習期間

平成二十七年七月二十七日から
同 年八月二十四日まで

二 開催場所

1 学科及び実習の一部

可児市坂戸 岐阜県農業大学校
可児市塩 岐阜県立国際園芸アカデミー

2 実習

高山市清見町 岐阜県畜産研究所

3 修業試験

可児市塩 岐阜県立国際園芸アカデミー

三 家畜の種類

牛

四 受講定員

三十名
受講資格

牛の人工授精業務に従事する予定があり、かつ、所轄の家畜保健衛生所長の推薦を受けた者

六 講習科目及び時間

1 学科

科 目	科 目	時 間
一般科目	畜産概論 家畜の栄養 家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規	三 七 三 三 四
専門科目	生殖器解剖 繁殖生理 精子生理 種付けの理論 人工授精	十 五 七 三 四 七 七 四 七

2 実習

科 目	時 間
家畜の飼養管理 家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定 精液精子検査法 人工授精	四 七 四 四 七 四 八 六 四 四 五

七 受講手続

受講希望者は、岐阜県家畜改良増殖法施行規則第五条の規定による受講願書を所轄の家畜保健衛生所を経由し、知事へ提出するものとする。

八 受講手数料

一万五千元

九 受講申込書提出期限

平成二十七年六月二十六日

土地改良区の解散

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項の規定により、次の土地改良区は解散したため、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年五月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	解散認可年月日
瑞浪東部土地改良区	平成二七・五・一九

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により羽島市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったため、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年五月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

羽島市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影、写真地図作成）

三 作業期間

平成二十六年十月二十四日から

同二十七年三月二十七日まで

四 作業地域

羽島市

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったため、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年五月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	住所
瑞浪東部土地改良区	平成二七・五・一九	理事	古田利明	岐阜市芥見野畑二丁目	五九番地

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	住所
瑞浪東部土地改良区	平成二七・五・一九	理事	水野拓	岐阜市芥見中野畑	二番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったため、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年五月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区
岐阜市合
渡南土地
改良区
平成
二七・三三

年月日任

役名 氏 名 住 所

理事 森 孝夫 岐阜市河渡一丁目 一四番地一

同 青木 勝 岐阜市河渡 一三三番地

同 市川 正晴 岐阜市河渡三丁目 一一二番地

同 島川 秀造 同 一一三番地一

同 山田 昭春 岐阜市河渡 一五四七番地

同 関谷 秋男 瑞穂市馬場前畑町二丁目 三番地

監事 吉岡 悦男 岐阜市寺田六丁目 二八番地一

同 藤橋 光男 瑞穂市生津内宮町二丁目 四五番地

就任した役員

土地改良区
岐阜市合
渡南土地
改良区
平成
二七・三三

年月日任

役名 氏 名 住 所

理事 森 孝夫 岐阜市河渡一丁目 一四番地一

同 島川 秀造 岐阜市河渡三丁目 一一三番地一

同 市川 正晴 同 一一二番地

同 青木 勝 岐阜市河渡 一三三番地

同 山田 昭春 岐阜市河渡 一五四七番地

同 関谷 秋男 瑞穂市馬場前畑町二丁目 三番地

監事 吉岡 悦男 岐阜市寺田六丁目 二八番地一

同 藤橋 光男 瑞穂市生津内宮町二丁目 四五番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	岐阜市次木用水土地改良区	認可年月日	平成二七・四・一
--------	--------------	-------	----------

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	各務用水土地改良区	認可年月日	平成二七・四・一
--------	-----------	-------	----------

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年五月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区
不破郡北
部土地改
良区
平成
二七・三三

年月日任

役名 氏 名 住 所

理事 石井 眞弘 不破郡垂井町平尾 一三三番地

同 森川 祥史 同 一五二番地の一

同 松本 武志 同 一八八番地

10.0	
五五.0	
1011.3	

の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十六年四月一日号外(一) 岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則(岐阜県規則第五十号) 六頁上段前から三行目中「商業・金融課」は、「商業・金融班」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十七年三月二十六日号外(二) 岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(岐阜県規則第十号) 一頁下段後から二行目中「改正規定(同表第二号に係る部分に限る。)」の改正規定」は、「改正規定(同表第二号に係る部分に限る。)」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十七年四月一日号外(三) 岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則(岐阜県規則第五十四号) 三頁上段前から十行目中「第五条第一項」は、「第五条第一号」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十七年三月三十一日第二千六百三十五号 岐阜県白山スーパー林道整備事業資

金貸付規則の一部を改正する規則(岐阜県規則第十七号) 二二六頁上段前から十行目及び二二七頁中「白山スーパー林道整備事業資金変更申請書」は「白山スーパー林道整備事業資金貸付変更申請書」の「白山林道整備事業資金変更申請書」は「白山林道整備事業資金貸付変更申請書」の誤り。

平成二十七年五月二十九日発行

発行者 岐 阜 県

発行所 岐阜市数田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社